

第一編  
行  
財  
政



## 第一章 行 政

昭和三〇年三月三十一日の合併以来「村民融和」を村是として、数々の美川村建設の基本方針を樹立し、着実に実行してきた。

更に充実した住みよい美川村づくりのため、農林業と観光を基調とした「美川村総合開発計画」を樹立し、豊かな美川村を実現するために努力している。

いま、価値観の多様化・人口の高齢化・高度情報化・国際化の進展など、変動する社会経済環境の中において、村民の生活行動や行政ニーズに対処し、村全体の調和のある発展を目指した総合的、計画的な村づくりを進めるため、アンケートをもって広く村民に問いかけ、その結果を踏まえた「美川村新総合開発計画」を、平成二年九月美川村議会において議決し、平成三年四月より来るべき二十一世紀を展望した、村づくりの基本目標像を「人と自然で創る健康の村・美川」と定め、その実現を

図るため、

- (1) 健康で豊かな生活を築く産業の創造
- (2) 自然の中の快適な生活環境の創造
- (3) 心の通う健康・福祉の創造
- (4) 過去を思い未来を開く人材・文化の創造
- (5) 柔軟で活力のある行財政の創造

の基本目標を掲げ、村政全般にわたる施策の策定により、「明るい豊かな村づくり」のため積極的に施策の展開を図っている。

以下、項目を追って、先に発刊された『美川村十年誌』に続く、その後一〇年の歩みをたどってみる。

### 第一節 三 役

村 長 昭和三〇年三月三十一日を期して、弘形・仕七川・中津の二か村半の合併により、美川村が誕生、初代村長として土居通榮が就任する。

昭和三四年四月の改選に当たり、新谷優が当選第二代村長に就任、その後昭和三六年・四三年・四六年の選挙

は無投票で新谷優が当選、四期にわたり村政を担当、美川村の基盤づくりに貢献した。

昭和五〇年四月選挙により、天野登が就任。以後三期の間村政を担当し、美川村発展に貢献した。

昭和六二年の選挙に当たり天野登、木下久敬の二名が立候補し、選挙の結果木下久敬が当選就任した。平成三年の改選は、木下久敬が無投票当選就任し、二期目の村政を担当して「人と自然で創る健康の村・美川」づくりを目指し活躍している。

村長の権限は、村を統轄してこれを代表するとともに、団体の事務及び機関委任事務の管理執行権、規則制定権、職員の指導監督、職員の任命権、組織権など幅広い権限を持っている。

**助 役** 村長の最高の補佐機関である助役は、村長を補佐し、その補佐機関である職員の担当する事務を監督し、村長の職務を代理する任務を帯びている。助役の任期は四年であり、村長が議会の同意を得て選任することとされている。

昭和三〇年八月初代助役に、高橋末吉が就任。以後、二代渡部一加、三代猪上正度、四・五・六代と山下伝三

郎が二期半務め、七・八代小田原英雄、昭和六〇年九月大野和男が九代助役として就任、一年八か月務めた。

昭和六二年六月中山義正が一〇代助役に就任し、現在一一代助役として、木下村政の補佐役として務めている。

**収 入 役** 収入役は、現金の出納・保管、その他会計事務をつかさどり、その事務の執行については独立した権限が与えられている。選任方法は助役と同じく、村長が議会の同意を得て選任し任期は四年である。

昭和三〇年八月、初代収入役に正岡悦次郎が就任、任期満了とともに再任、二代収入役として一年九か月務め、猪上正度が三代収入役に選任され残任期間を務める。

四代田野正式、五代土居敏雄、六・七代長岡道一が一期と二か年務め、八・九代大野和男。中山義正が昭和六〇年九月より一〇代収入役として二か年務め、一一代収入役に大上輝雄が就任、現在一二代収入役として務めている。

## 第二節 各種委員会

昭和二三年公布の地方自治法は、地方公共団体において、一つの機関が多くの権限を掌握することを避け、これらの行政事務を、諸種の独立した機関に分担させることとした。

美川村における各種委員会は、次のように編成されている。

選挙管理委員会 選挙管理委員会は、地方自治法によって規定され、従来、都道府県知事及び市町村長に属していた選挙事務の管理執行に関する権限を、首長公選制に伴い、都道府県知事・市町村長から独立して、公正に執行するために設けられたものである。

委員の定数は四名で、議会において選任され、その任期は四年である。この委員会は、国、又は、地方公共団体における選挙に関する事務を管理しているが、その事務は、複雑多岐にわたり広範な事務が委譲されており、委員の手によって処理することが困難であるため、職員

をもって対処している。

昭和四一年に「美川村選挙管理委員会規程」を制定し、その組織、会議、委員長の職務権限、書記の職務、文書の処理閲覧、告示の方法、公印等の事項を定め、選挙の公正化に努めている。

美川村選挙管理委員会委員及び補充委員名簿

委員 長	委 員	補充委員	任 期
坂本 幸正	正岡 清	高橋 昭登	八四・〇〇 八四・〇〇 八四・〇〇 八四・〇〇
西谷 利夫	星守 繁夫	大野 国男	六三・〇〇 六三・〇〇 六三・〇〇 六三・〇〇
	西森 誠一	久保田広綱	九九・二六 九九・二六 九九・二六 九九・二六
	窪和久義兼	高橋 岩雄	九九・二六 九九・二六 九九・二六 九九・二六
	星守 繁夫	高橋 岩雄	九九・二六 九九・二六 九九・二六 九九・二六
	西森 誠一	高橋 岩雄	九九・二六 九九・二六 九九・二六 九九・二六
	窪和久義兼	高橋 岩雄	九九・二六 九九・二六 九九・二六 九九・二六
	星守 繁夫	高橋 岩雄	九九・二六 九九・二六 九九・二六 九九・二六
	西森 誠一	高橋 岩雄	九九・二六 九九・二六 九九・二六 九九・二六
	窪和久義兼	高橋 岩雄	九九・二六 九九・二六 九九・二六 九九・二六

選挙有権者数

年 別	投票所数	有 権 者 数			備 考
		男	女	計	
昭和61年	12	1,350	1,460	2,810	9月1日現在
〃 62年	12	1,344	1,465	2,809	〃
〃 63年	12	1,316	1,441	2,757	〃
平成元年	12	1,308	1,405	2,713	〃
〃 2年	12	1,267	1,382	2,649	〃
〃 3年	12	1,234	1,372	2,606	〃
〃 4年	12	1,206	1,353	2,559	〃
〃 5年	12	1,177	1,331	2,508	〃

監査委員 監査委員は、長の指揮監督の外にある  
 監査機関として必置性のものである。長が議会の同意を  
 得て議員及び学識経験者の中から選任される。業務とし  
 ては、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営  
 にかかわる事業の管理を監査する。

歴代監査委員

学経選出	議会議選出	選任年月日	任期満了又は 退任年月日
山本 熙	藤坂友一	六二・五・八	三・五・七
山本 熙	藤坂友一	六二・五・八	三・四・二九
山本 熙	藤坂友一	三・五・八	七・五・七
山本 熙	藤坂友一	三・五・八	七・四・二九

昭和三二年、美川村監査委員条例を制定して委員数を  
 二名とし、要求又は請求による監査の執行審査意見の報  
 告、監査の時期、結果の報告、通知又は公表等の諸事項  
 が定められている。

教育委員会 教育委員会は、学校その他の教育機関を  
 管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の取  
 扱い及び教育職員の身分に関する事項、また社会教育、  
 学術、文化に属する事務を管理執行する。教育行政の内  
 容は、別編に記述する。

公平委員会 公平委員会は、地方公務員法の制定に伴  
 い、近代的人事行政の理念に基づく行政を推進するた  
 め、地方公共団体の専門的な人事行政機関として置かれ  
 た執行機関である。昭和三四年九月に、美川村公平委員

会の事務委託に関する規約を制定し、愛媛県人事委員会に委託している。

**農業委員会** 農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年三月三十一日法律第八八号）により、市町村に農業委員会を置くことが定められている。

その構成メンバーは、選挙による委員一〇名、選任による委員三名の計一三名となっており、任期は三年間である。

**固定資産評価審査委員会** 固定資産税の納税者は、その納付すべき年度の固定資産税に係る固定資産について、固定資産課税台帳に登録された事項について不服がある場合においては、固定資産評価審査委員会に、審査の申出をすることができる（法四三二（一））。

審査申出の期間は、固定資産課税台帳の縦覧期間の初日からその末日後一〇日までの間とされ、申し出は文書で、固定資産評価審査委員会に対して行うこととされている。

しかし、当村は審査の申し出がこの一〇年間にされたことはない。委員会の委員定数は三名、任期は三年である（法四三二（一）・（五））

歴代固定資産評価審査委員

氏名	選任年月日	満了年月日
猪上 俊彦	昭六一・一〇・一	平 元・九・三〇
和泉 吉信	昭六二・一〇・一	平 二・九・三〇
竹内賀男留	昭六三・一〇・一	平 三・九・三〇
西口 武志	平 元・一〇・一	平 四・九・三〇
平柳 修一	平 二・一〇・一	平 五・九・三〇

**特別職報酬審議会** 特別職報酬審議会は、地方自治法の規定に基づき村長の諮問に応じ、自治体の特別職、議員報酬等の額について審議するためのものである。

昭和四〇年一二月、美川村特別職報酬等審議会条例が制定され「村長は議会議員の報酬の額、特別職の職員で非常勤のもの、報酬及び費用弁償の額、村長、助役、及び収入役の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ報酬等の額について審議会の意見を聞くもの」とされている。この審議会は、条例の定めるところにより五名の委員で組織し、その委員は、美川村の区域内の公共的団体等の代表者、その他住民のうちから、必要のつど村長が任命し、審議が終了した時は解任されるもので、永続的なものでない。事務は総務課

において処理している。

公務災害補償認定委員会並びに公務災害補償審査会  
公務災害補償認定委員会、公務災害補償審査会は、昭和  
四二年八月公布の地方公務員災害補償法に基づき、美川  
村では、同年一二月に条例制定されたが、その後平成四  
年にこの条例の全部が改正された。

目的は、地方公務員災害補償法の規定に基づき、議会  
の議員を除く非常勤の職員に対する公務上の災害又は通  
勤による災害に対する補償に関する制度を定め設置され  
たものである。

認定委員会は五名、審査会は三名で、それぞれ学識経  
験を有する者のうちから村長が委嘱し、任期はともに三  
年とし、その事務は、認定委員会は公務災害補償認定に  
関し、審査会は公務災害補償の審査に関し担任する。

専門委員 地方自治法第一七四条の規定により、  
昭和四二年に美川村専門委員設置規則を制定、その後、  
昭和四六年、昭和五二年と改正され、その職務は総務及  
び企画、産業及び建設、文教及び厚生に関して調査す  
る。

その定数は、総務専門委員五名以内、産業建設専門委

員五名以内、文教厚生専門委員四名以内と定めている。

専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から村長が  
選任、委嘱する。

委員は村長の委嘱を受け、その権限に属する事務に関  
し必要な事項を調査するものであり、常設又は必要の都  
度臨時の専門委員が選任され、村長の諮問機関としての  
機能を發揮している。

行政相談委員 昭和四一年、行政相談委員法により、  
行政相談委員が設置され、行政管理庁が所管していた  
が、昭和五九年七月から総務庁長官の委嘱に改正され  
た。

国の役所、特殊法人（公庫・公団・ＪＲ・ＮＴＴなど）、  
県や市町村の仕事や窓口に対する苦情、要望、意見など  
の相談業務にたざさわり、国民の行政に関する苦情の処  
理促進を図っている。

本村の行政相談委員は、昭和五〇年四月から昭和六二  
年三月までを小椋伊十郎、昭和六二年四月から現在は伊  
藤忠興となっている。

### 第三節 議決機関

村 議 会 現在の美川村議会における議員定数は、地方自治法では人口規模からすると一六名であるが、昭和六三年一二月の定例村議会で議員の定数条例を改正して一一名とし、現在に至っている。

村議会は、年四回の定例会をもつことに定められ、歳入歳出予算、条例の制定・改廃はもちろん、村政の重要な事項にはすべて議会の議決を必要とし、村長の権限に属する予算の提案権を除けば、ほとんどの案件について発議権をもっている。

なお、調査権、又は監査権によって村の行政事務について調査等を行うことができるほか、委任事務についても意見をのべることができるなど、議会の権限は非常に大きいものがある。

委 員 会 議会における審議を容易にするとともに慎重を期するために、美川村議会委員会条例によって、常任委員会及び特別委員会、更に、平成五年六月から議

会運営委員会の制度を設置している。

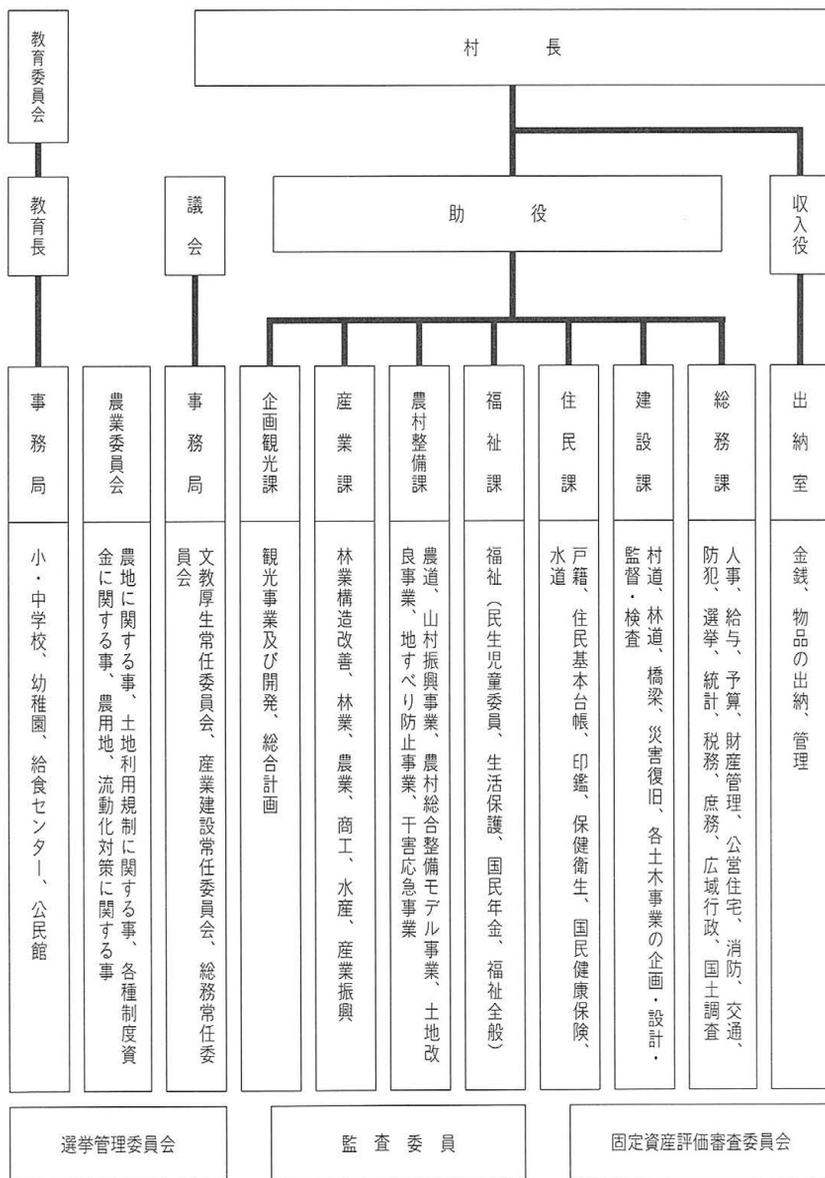
常任委員会の名称とその定数は、昭和六二年六月から、総務常任委員会四名、産業建設常任委員会四名、文教厚生常任委員会四名となっている。

特別委員会は、必要がある場合において議会の議決に基づき置くことになっている。毎年、決算特別委員会が設置され、一般会計及び特別会計について、監査委員とは別の立場から審議されることになっている。議会運営委員会の定数は五名となっている。

### 第四節 行政事務機構

昭和四六年五月、課の設置条例の改正で、総務課、住民課、産業建設課、企画課の四課であったものを、昭和五九年三月までの間に四回の改正を行い、総務課、住民課、建設課、産業観光課、農村整備課の五課とした。

更に、行政事務の多様化に伴い、昭和六二年七月には、住民課を住民福祉課に改名し、産業観光課を産業課と企画観光課に、また、平成三年七月には住民福祉課を



行政機構図

住民課と福祉課にそれぞれ分離して七課の体制をとり、住民のニーズに応え、機能を発揮する陣容を整えた。

## 第五節 電算システムの導入

美川村では、事務の効率化を図るため、電算による業務を開始した。

平成五年九月三日に、住民に関する記録の電算業務がスタートして以来、財務会計、税業務等を主体に、着々と電算業務の多角化が進んでいる。現在では軌道に乗った感のある電算システムの導入であるが、これは、次に掲げる三つの電算関係検討委員会に支えられたものである。

### 電算関係検討委員会

三つの電算関係検討委員会とは、

- ①電算導入検討委員会
- ②電算機種選定委員会
- ③電算化実施委員会

のことである。これら三つの委員会について、それぞれ

部門別に詳しく説明すると

電算導入検討委員会（平成三年七月～四年一月）

この委員会は、本村のような小規模の村に、電算の導入が必要であるのか、また、導入をするとすれば、どの業務を行うのか、を検討するために設けられたものであり、中山助役を委員長に、各課の代表一〇名のメンバーで構成している。委員会の決件事項は以下のとおり。

### 1 導入の決定について

社会情勢の変化に伴い、多様な村作りの展開が要求され、住民の行政需要は多様化、膨大化の傾向にあり、地方公共団体は内外を問わず、体質改善を強く求められている。

郡内における電算導入の状況は、久万町が昭和五六年、小田町が昭和六三年から、柳谷村が平成四年から一部稼動しており、面河村においても、検討委員会を設置して、導入に向けて取り組んでいる。電算の導入は、時代の趨勢でもあり、本村においても避けて通れない道であった。

### 2 期待される効果

(1) 行政全体として、業務の処理量増加に伴う経費等

の増加の抑制、業務の省力化、迅速化が図れる。

(2) 業務の品質、正確性の向上、住民サービスの向上、計画管理の向上が図れる。

### 3 適用業務（仮決定）

住民記録、印鑑登録、国民年金、国民健康保険、国民健康保険税、住民税、固定資産税、軽自動車税、出納消込み処理、選挙関係、保健衛生関係、財務会計、給与、人事、起債管理、財産管理、学校教育、その他。

以上は電算導入検討委員会の決定事項であるが、この決定をもって本委員会は役割を終え、次の機種選定委員会に引き継ぐこととなる。

### 電算機種検討委員会（平成四年一月～五年四月）

本委員会の目的は、文字どおり電算機の機種を選定するものであるが、業者の信頼性、ソフト、ハードの信頼性、操作性等、複雑な問題をかかえ、また、金銭的にも、高価な判断であるため、要綱を定めて、本会の目的と手段、決議について明確化した。

### 1 美川村電算機種選定委員会要綱の制定（別紙）

### 2 機種選定委員会の目的

①業者の提案書を閲覧し、提案説明会への質問事項

を確認する。

②各社が推薦する自治体を視察する。

③提案説明会を設ける。

④委員会として機種を選定する。

### 3 先進地視察

川内町、砥部町、肱川町、長浜町

### 4 提案説明六社

愛媛電算、第一法規、NEC、沖電気工業、ぎょうせい

い、東芝の六社

### 5 適用業務の決定

住民記録、選挙、国民健康保険、国民年金、住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、収納、給与、印鑑登録、起債管理、財産管理、住民健康管理、公営住宅、交通災害共済、水道の一七業務

### 6 機種の決定

六社について検討の結果、いずれの業者についても、他町村で実践されており、不都合はなく、価格面において妥当な愛媛電算に決定した。

### 電算化実施委員会（平成五年四月四日～）

電算の実施にあたり、今後様々な問題に対処するため

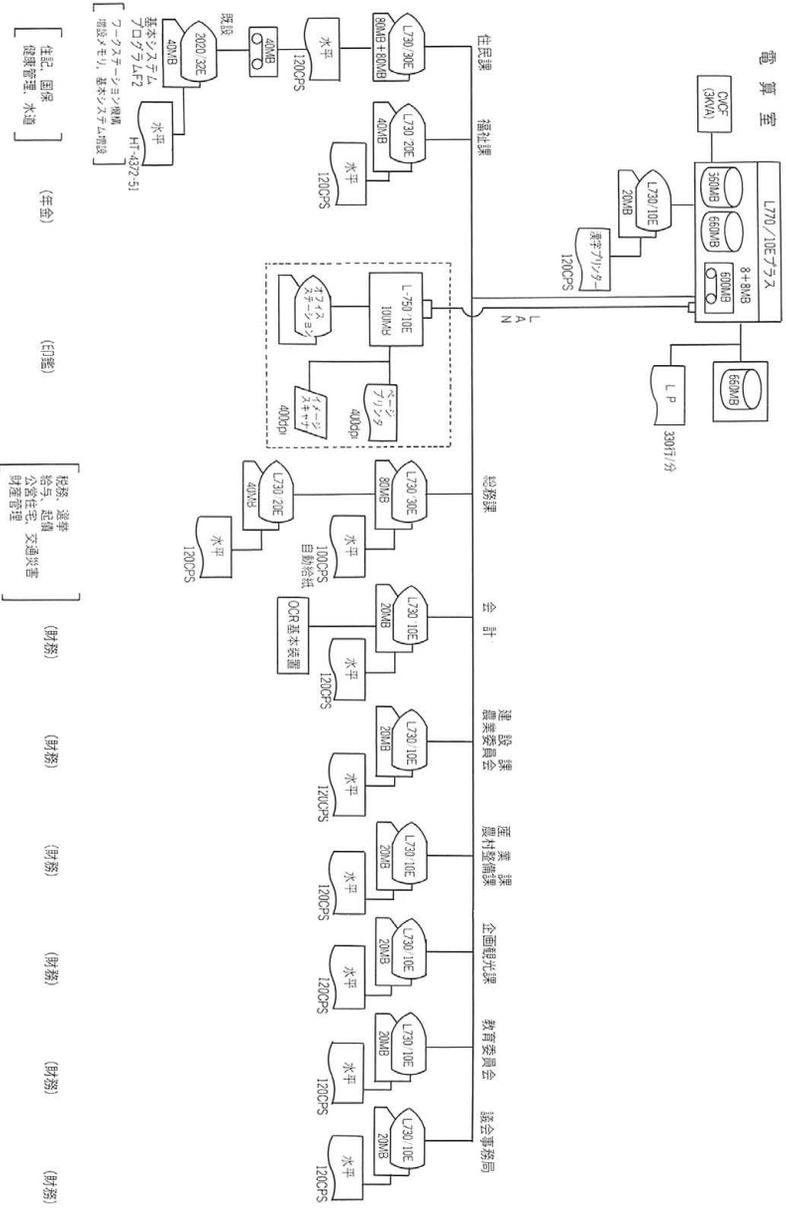


六	六	六	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	四			
四	三	一	一	九	八	六	六	五	四	四	二	二	二	二	一			
一	八	一	一	三	一	一	一	一	一	三	五	二	二	二	二			
住民税、固定資産税、軽自動車税、起債管理、国民健康保険、国民年金の保護に関する条例制定	美川村電子計算組織に係る個人情報	給与システム稼働	第三回電算化実施委員会開催	電算始動式、住民記録システム稼働	ハード一次分搬入(電算室・住民課)	各課職員による先進地研修・明浜町	電算経費予算計上	開発スケジュールの承認	第二回電算化実施委員会開催	第一回電算化実施委員会開催	電算化実施委員会の設置	電算機種選定委員会の解散	電算機種選定委員会に内定	三社に最終見積書の作成依頼	四社を検討の結果各社とも不都合ないものと思われ、価格面において低い三社に絞った。	第三回電算機種選定委員会	四社を検討の結果各社を四社に絞り見積書の作成を依頼	答申 電算導入一七業務の決定

### 開発スケジュール及び移行計画

業務名	年度 月	平成4年度				平成5年度								平成6年度						
		11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
ハードウェア																				
第1次業務	住民記録(住登外含む)																			
第2次業務	選挙システム																			
	給与																			
	起債管理																			
	国民健康保険																			
	国民年金																			
	税務システム	住民税																		
		固定資産税																		
		軽自動車税																		
		国民健康保険税																		
	収納管理																			
印鑑登録証明																				
住民健康管理																				
財務会計																				
公有財産管理																				
水道																				
交通災害																				
公営住宅																				

端末配置図



第1編 行財政

六	六	六	六	国民健康保険税、収納管理、住民健康管理、財務会計、公有財産管理、水道、交通災害、公営住宅、各システム稼働 第四回電算化実施委員会開催 オートバックアップ機構追加 メモリ8MB増設 印鑑登録証明、選挙、各システム稼働予定
九	六	四	四	
三	二〇	二〇	一八	

美川村電算機種選定委員会設置要綱

(設置)

第一条 電算導入に関する事務の適正な執行を期するため、美川村電算機種選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 委員会は、電算機の機種選定及び運営について協議する。

(委員)

第三条 委員会の委員は、次の職にある者をもってこれに充てる。助役、収入役、総務課長、住民課長、出納室長及び美川村電算導入検討委員会委員若干名

2 委員会に委員長を置き、助役をもってこれに充てる。  
(委員長の職務)

第四条 委員長は、

委員会を統括する。委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、総務課長がこの職を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集する。

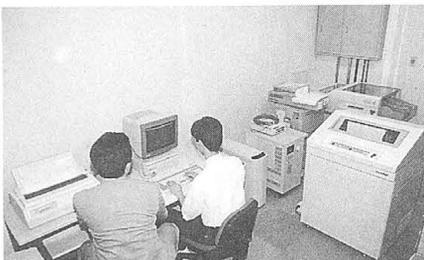
2 委員会の会議

は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

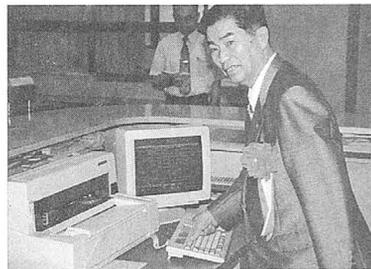
3 会議の議事の決定は、出席した委員の半数以上の賛成がなければなら

ない。  
(秘密の保持)

第六条 委員は、審



電算室内部とシステム構築する  
愛媛電算SE



平成5年9月3日電算始動式にて  
第一号住民票を発行する木下村長

議の内容を他に漏らしてはならない。

(委員会の事務)

第七条 委員会の事務は、総務課長において行う。

(その他)

第八条 この要綱に定めるものほか、必要な事項は委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成四年一月五日から施行する。

## 第六節 町 村 計 画

平成二年九月、平成三年度から平成一二年度までの一〇年間を計画期間とした『美川村新総合開発計画』が策定された。

これは、激変する社会環境、経済環境、国際環境に適切に対応し、村民の幸福を実現し、美川村が発展していくための方向を明らかにするため策定されたものである。

策定にあたっては、策定のための新総合開発計画策定委員会(構成二名)を組織し、アンケートによる住民

意識調査、更に、各種団体との調整をすすめ、美川村地域振興研究委員会(構成一〇名)で最終計画案を決定し、議決を受けたものである。

計画は『人と自然で創る健康の村』を実現目標として定め、

- (1) 健康で豊かな生活を築く『産業』の創造
- (2) 自然の中での快適な『生活環境』の創造
- (3) 心の通う『健康・福祉』の創造
- (4) 過去を思い未来を開く『人材・文化』の創造
- (5) 柔軟で活力のある『行財政』の創造

という五つの基本目標を掲げ、村政全般にわたる計画・施策を体系化した計画となっている。

また、平成二年三月末で過疎地域振興特別措置法が失効したことにより、平成二年四月一日より、新たに過疎地域活性化特別措置法が施行された。これにより、平成二年四月一日から平成七年三月三十一日までの五年間を計画期間とし、『美川村過疎地域活性化計画』も策定された。

この計画は、産業、交通通信体系、生活環境施設、高齢者福祉、医療、教育文化などの現況と問題点を明らかにし、その対策のための事業計画を策定したものである。

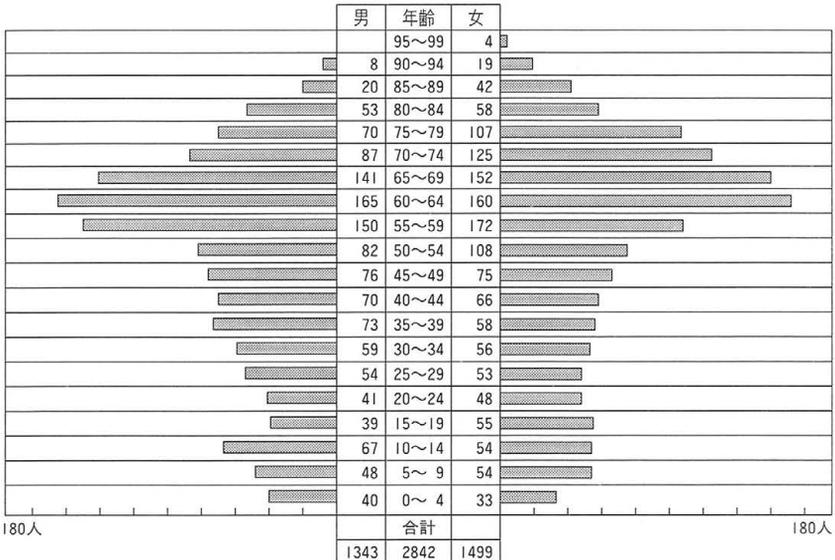
## 第七節 人口動態

美川村の人口は、合併当時の九九三一人から年々減り続け、特に、昭和五五年ごろまでが過疎化の影響が最も大きい。

その後も、急激ではないが減少を続け、三〇〇〇人を割り込んでいるのが現在の状況である。

また、現在の人口構成を見ると、六五歳以上が三〇パーセントとなっており、かなりの高齢化地域となっているのが目立つ。

5歳階級別人口ピラミッド（平成6年4月1日現在）



人口動態調べ

	住 民 登 録 人 口				国 勢 調 査 人 口			
	世帯数	男	女	計	世帯数	男	女	計
昭49	1388	2327	2558	4885				
50	1379	2246	2468	4714	1416	2073	2327	4460
51	1358	2169	2387	4556				
52	1338	2110	2311	4421				
53	1312	2043	2217	4260				
54	1287	1961	2137	4098				
55	1261	1924	2055	3979	1367	1770	1948	3718
56	1254	1877	2011	3888				
57	1246	1821	1929	3750				
58	1239	1777	1904	3681				
59	1228	1734	1833	3567				
60	1228	1684	1799	3483	1309	1516	1701	3217
61	1221	1654	1751	3405				
62	1222	1630	1758	3388				
63	1221	1576	1707	3283				
平元	1196	1521	1653	3174				
2	1186	1499	1620	3119	1192	1336	1485	2821
3	1179	1472	1597	3069				
4	1165	1429	1546	2975				
5	1162	1392	1522	2914				
6	1136	1343	1499	2842				

## 第八節 若者定住促進事業

### 三 帰村者奨励金

四〇歳未満で、家族を伴って帰村した世帯、及び、独身者で、美川村及び近隣市町村に通勤により就労する者に対し、一世帯五〇万円、独身者二五万円を交付する。

### 四 公営住宅入居費補助金

ア 美川村に引き続き三年以上定住し、美川村の後継者となる見込みのある者。ただし、公務員、及びこれに準ずる職員は除く。

イ 他の法律、規定等により住宅手当等の支給を受ける者については、負担限度額を超える額から、住宅手当等を差し引いた額とする。

ウ 補助金の交付期間は、世帯主の第一子が義務教育を終了するまでの期間とする。

一世帯当たり各団地毎に定める額六〇〇円〜八〇〇〇円を交付する。

平成四年四月より条例施行され、奨励金・補助金を交付することにより、美川村の若者の定住を促進することを目的とし、次に該当する者に対し報奨金等を交付している。

### 一 結婚定住奨励金

満三五歳以下（世帯主）の者で、婚姻により美川村に三年以上定住し、美川村及び近隣市町村に通勤により就労する者に対し、一組二〇万円を交付する。

### 二 新生児誕生祝金

美川村に三年以上定住し、美川村及び近隣市町村に通勤により就労する既婚者（世帯主）より、誕生する新生児に対し、五万円を交付する。

奨励金・補助金の交付実績

	結婚定住奨励金	新生児誕生祝金	奨励村者	公営住宅入居費補助金
平成四年度	四件	九件	一件	一七・七件
平成五年度	四件	九件	一件	一八・三件

今後においても、一人でも多くの人々が、美川村の後継者になってくれるよう期待し、努力していきたい。

第九節 防災対策

昭和五七年～五八年度に完成した、防災行政無線を利用し、朝夕一回村政の情報・気象情報などを定時放送をし、災害発生時には緊急放送をなし、情報の徹底を図っているが、一部難聴地域があるため、平成二年に調査し、個別受信機を九六台増設した。(工事費五六六五万円)

設置以来一〇余年が経ち、環境の変化等により受信状態が芳しくなく、平成五年度に、四〇〇MHzから一五

〇MHzへ周波数の変更をして、受信状態の改善を図った。

第一〇節 治安と消防

一 警察官駐在所の沿革



仕七川駐在所



御三戸駐在所

昭和六〇年四月一日より黒藤川駐在所が廃止され、御三戸駐在所が兼務となる。

仕七川駐在所

赴任年月日	氏名
昭和六年 四月 一日	長野 豊志
昭和六年 四月 一日	永井 哲文
平成二年 四月 一日	藤田 豊

御三戸駐在所

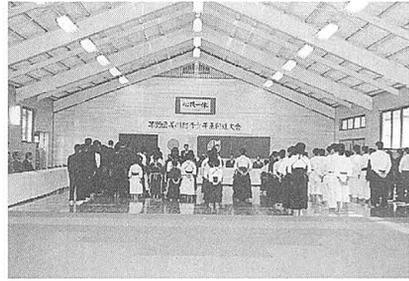
赴任年月日	氏名
昭和六年 四月 一日	曾我 友一
平成元年 四月 一日	赤松 孝雄
平成二年 四月 一日	日野 義孝

平成三年一二月には、仕七川駐在所が東古味から西古味へ新築移転され、つづいて、平成五年一月には、御三戸駐在所が、村の敷地造成により元の場所へ新築され、二名の警察官が村の治安維持に努めている。

二 防犯対策

地域住民の要望により、毎年一〇基程度の防犯灯を設置し、地域の防犯活動の一助としている。

また、青少年の非行防止活動の一環として、郡及び村



青少年柔剣道大会のひとつま

の防犯協会主催による、青少年柔剣道大会を、村は毎年、郡は五か町村の持ち回りで実施している。

平成四年度には、美川中学校武道館が新築落成し、そのこけら落としも兼ねて、第三八回上浮穴郡青少年柔剣道大会が開催された。

この大会では、久しく中断されていた柔道の試合が復活し、盛況を博した。

犯 罪 統 計

年 度	久 万 警 察 署 管 内				
	発 生 件 数	検 挙 数	検 挙 人 員 (少 年)		美 川 村 内 発 生 件 数
60 年	164	146	48	16	30
61 年	144	116	40	19	41
62 年	110	64	21	6	15
63 年	86	40	13	4	19
元 年	121	90	30	14	8
2 年	98	104	36	16	7
3 年	164	138	30	12	9
4 年	88	69	31	14	13
5 年	77	57	16	12	4



交 通 安 全 教 室



交 通 茶 屋

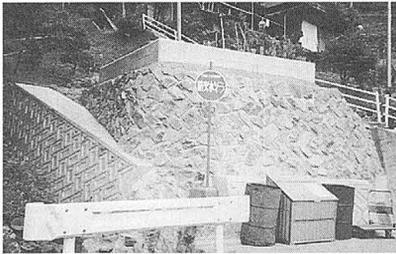
三 交 通 安 全 対 策

未結成であった「交通安全母の会」が昭和六二年に結成され、子供の交通事故防止を図るため、通学路の点検、街頭指導等を積極的に行っている。

毎年春と秋の交通安全運動期間中に、交通安全美川支部、村指導員、久万警察など関係機関が緊密な連絡をとり、交通茶屋、交通安全教室等の諸行事や防災行政無線による村内広報を行っている。  
高齢者の交通事故が

### 交通事故統計

年 度	久万警察署管内			美川村 内		
	発生件数	死者数	傷者数	発生件数	死者数	傷者数
60 年	73	1	110	13	1	14
61 年	64	2	91	9	0	15
62 年	77	0	118	19	0	31
63 年	75	4	91	13	1	15
元 年	70	2	91	17	0	22
2 年	84	2	110	17	0	20
3 年	79	1	102	8	1	7
4 年	66	2	106	11	0	25
5 年	53	1	85	15	1	19



東古味防火用水



消防団出初式

### 四 消 防

増加している現状のなかで、少しでも交通事故にあわな  
い、おこさないことを目指し、老人クラブの会合を利用  
し、交通安全教室を行うなど、子供・高齢者、運転者に対す  
る交通安全及び事故防止への意識の高揚に努めている。

積載車五台、消防ポンプ二五台で、村内の災害発生に  
備えていたが、道路網の普及により機動力の増強を図る  
ため、昭和六〇年八月一台、平成二年五月二台、翌年三

第1編 行 財 政

月に一台積載車を配備した。

平成四年、消防施設整備年次計画を作成し、計画的に施設、器具等の整備を図っている。平成五年に二箇消防車庫、木地防火水槽（四〇<sup>3</sup>m<sup>3</sup>級）、東古味防火水槽（四〇<sup>3</sup>m<sup>3</sup>級）、西古味防火水槽（三七<sup>3</sup>m<sup>3</sup>級）を設置し、長崎消防ポンプ（B3級）の更新を行った。

歴代消防団幹部

団 長

就任年月日	退任年月日	氏 名
五九・四・一	六二・三・三一	坂 口 鶴 男
六二・四・一	二・三・三一	正 岡 英
二・四・一	五・三・三一	栗 下 正
五・四・一		岡 林 博 文

副 団 長

五九・四・一	六二・三・三一	正 岡 英
六二・四・一	二・三・三一	栗 下 正
二・四・一	五・三・三一	岡 林 博 文
五・四・一		栄 代 良 比 古

第一分団 分団長

五六・七・一	六二・三・三一	栗 下 正
六二・四・一	五・三・三一	岡 田 宗 人
五・四・一		土 居 通 二

第一分団 副分団長

五六・七・一	六二・三・三一	西 森 福 夫
六二・四・一	二・三・三一	土 居 幹 夫
二・四・一	五・三・三一	続 木 光
五・四・一		上 杉 茂 清

第二分団 分団長

五九・四・一	二・三・三一	岡 林 博 文
二・四・一	五・三・三一	高 岡 武 男
五・四・一		安 部 武

第二分団 副分団長

五九・四・一	六二・三・三一	篠 崎 通 一
六二・四・一	二・三・三一	高 岡 武 男
二・四・一	五・三・三一	安 部 武
五・四・一		桑 村 隆

第三分団 分団長

五九・四・一	六二・三・三一	阿 川 正 光
六二・四・一	五・三・三一	栄 代 良 比 古

五・四・一

客 菊夫

第三分団 副分団長

五九・四・一	六二・三・三一	栄代 良比古
六二・四・一	二・三・三一	西森 誠一
二・四・一	五・三・三一	客 菊夫
五・四・一		高橋 数徳

### 第一一節 庁舎・農村環境改善セン

ター

美川村庁舎は、昭和五七年七月に約三億八六〇〇万円をかけ、鉄筋コンクリート四階建て、延床面積二四六三平方メートルを新築した。

また、同時に併設で、農村総合整備モデル事業の一環として、美川村農村環境改善センターを、約三億二八〇〇万円をかけ、鉄筋コンクリート三階建て、延床面積一五三五平方メートルを新築し、行政推進、コミュニティづくりの拠点として位置づけ、現在に至っている。



美川村農村環境改善センター

## 第二章 財 政

### 第一節 財政の概況

財政の概況と歳出の主な概況 平成四年度、本村は普通会計決算において三〇億円を突破した。美川村が生じた昭和三〇年度の決算額が、三七〇〇万円余であったことを思うと隔世の感がある。

しかし、その財源をみると、昭和三〇年当時四〇パーセントを占めていた村税も、近年は五パーセントにも満たず、大半を交付税、補助金に依存している状態である。自主財源の乏しい自治体を（自主的な行政上の決定権の制約も含めて）三割自治などといった時代もあったが、三割どころか一割にも満たない現状の中でも大型の施策が実現してゆくのは、この交付税、補助金等に依るところが大である。

一方、歳出面では、普通建設事業費等の投資的経費の伸びが、近年特に著しく、歳出総額の四割近くに達して

いる。これは、過疎化・高齢化に対処し、村の活性化を図るための、農林業、生活環境の基盤整備を積極的に実施しているためである。

また、こうした事業に対し村債の借入れは不可欠であり、その返済金である公債費も歳出総額の一割を占め、大きな負担となっている。

大型事業を次々と実現しながらも、健全財政を維持している本村ではあるが、世に言われる、バブル崩壊後の国の財政事情の厳しさを考慮すると、頼みの綱である交付税、補助金等の大きな伸びは期待できない。

そのような状況の中で「地方の時代」を創造し続けていくためには、大局的な視点で、本村の目指すべき方向をはっきり定め、財政計画に添った、効率的な財政運営が、今まで以上に必要となってきた。

普通会計決算額年度別一覧表

歳入

(単位 千円)

28

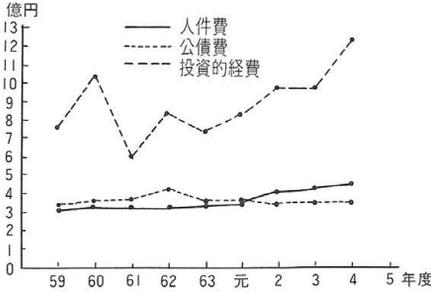
科目 \ 年度別	59	60	61	62	63	元	2	3	4
1. 村 税	96,383	102,877	112,757	114,550	121,346	111,631	113,868	114,285	117,655
2. 地方譲与税	11,082	10,727	10,472	11,809	12,321	18,808	22,851	23,296	25,272
3. 利子割交付金					1,280	3,224	7,577	7,216	4,229
4. 自動車取得税交付金	7,373	7,405	6,901	8,607	9,949	10,886	12,002	11,217	11,562
5. 地方交付税	817,055	890,922	865,749	949,208	1,021,229	1,432,210	1,357,551	1,356,727	1,497,386
6. 交通安全対策特別交付金				810	729	651	671	817	663
7. 分担金及び負担金	38,156	43,260	40,501	42,568	25,491	24,241	29,414	25,761	40,410
8. 使用料及び手数料	23,476	25,052	23,166	26,554	25,066	26,278	26,785	27,218	29,161
9. 国庫支出金	24,747	188,314	63,349	135,685	93,957	108,804	95,970	83,883	91,446
10. 県支出金	470,352	366,386	288,241	336,570	378,513	366,125	395,081	481,869	515,686
11. 財産収入	28,007	79,007	8,658	45,832	34,527	13,010	102,436	83,011	38,256
12. 寄付金	3,666	3,237	2,701	6,322	4,530	9,037	619	728	811
13. 繰入金	73,230	222,245	59,000	36,000		4,250	121,371	134,176	343,127
14. 繰越金	31,788	45,033	90,592	96,558	58,806	110,131	69,096	91,366	76,621
15. 諸収入	17,656	20,464	20,901	18,803	32,622	44,447	54,366	47,467	41,972
16. 村債	229,100	284,000	190,900	281,200	212,300	201,700	206,200	198,000	342,100
歳入合計	1,872,071	2,288,929	1,783,888	2,111,076	2,032,666	2,485,433	2,615,858	2,687,037	3,176,357

歳出

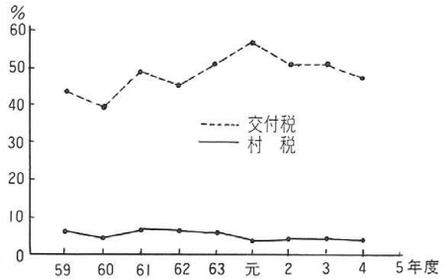
(単位 千円)

科目	年度別					元	2	3	4
	59	60	61	62	63				
1. 議会費	38,328	35,784	37,666	36,325	38,129	35,476	43,727	45,152	50,437
2. 総務費	198,200	240,943	195,138	218,943	263,336	599,078	486,159	404,893	375,328
3. 民生費	70,510	65,982	65,186	70,427	88,100	85,351	89,172	144,505	194,558
4. 衛生費	44,545	51,708	45,352	62,728	56,096	67,108	224,047	101,993	74,829
5. 労働費									
6. 農林水産業費	817,363	650,333	565,718	598,565	606,808	643,853	652,436	809,118	885,248
7. 商工費	2,395	38,965	21,404	34,637	41,239	61,164	39,531	47,461	307,141
8. 土木費	129,895	105,882	160,942	174,684	179,468	156,339	310,662	234,743	295,886
9. 消防費	41,986	44,467	55,292	49,363	46,747	51,997	57,554	64,422	62,587
10. 教育費	126,611	513,317	139,579	240,335	144,475	285,675	152,969	243,619	276,835
11. 災害復旧費	22,459	47,043	40,986	95,881	94,079	51,161	37,001	80,634	112,512
12. 公債費	326,144	349,455	357,993	414,877	340,589	350,128	347,634	362,140	356,421
13. 諸支出費	8,602	4,458	2,074	25,505	3,469	9,037	3,600	8,736	64,246
合計	1,827,038	2,148,337	1,687,330	2,022,270	1,902,535	2,396,337	2,444,492	2,547,416	3,056,028

性質別決算額



歳入における村税、交付税の割合



次に、この一〇年間で振り返って主な事業（施設）を列記してみることにする。

昭和五九〜六〇年度の継続事業として、一億七九四〇万円を投じ、美川スキー場内に、宿泊施設「白銀荘」を建設し、スキーヤーはもとより、各種会合にも広く利用されている。

また、昭和六〇年度には、村内三中学校が統合され、二億六八五一万三〇〇〇円を投じて美川中学校が新築されると共に、合わせて給食センター、寄宿舎

「若竹寮」も一億二〇四九万四〇〇〇円を投じ、建設された。

昭和六一年〜六二年度には、旧仕七川中学校跡地に一億二八八九万八〇〇〇円を投じ、山村広場を整備した。

昭和六二年度には、七四五八万三〇〇〇円で黒藤川小学校へき地集会所（体育館）を建設している。

昭和六三〜平成元年度に、二億五一一三万四〇〇〇円を投じて、仕出に、国産材加工施設を建設し、林業の活性化を図っている。

平成元年度には、美川南小学校へき地集会所（体育館）も、八六四四万八〇〇〇円を投じて建設されている。

平成二年度には、西古味に八〇一四万円を投じ、仕七川団地を建設し、住宅不足の解消と若者の定住を図っている。

同年、旧役場庁舎跡の敷地へ、一億三三九二万七〇〇〇円を投じ「みかわクリニック」を建設し、豊田医師を迎え、初期診療の拠点としての役割を大いに果たしている。

平成三〜四年度には、上黒岩の国道三三三号線に面した場所に一億二一〇〇万円を投じて、農村活性センター

「みかわ」を建設し、管理運営を第三セクターの(株)みかわに委ね、農産物の加工販売等を行っている。

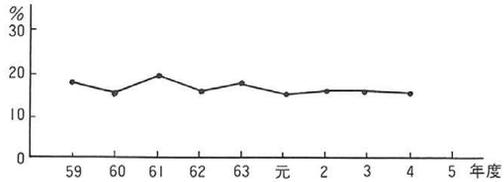
平成四年には、五六八七万四〇〇〇円を投じて美川中学校に武道館を建設し、柔剣道の練習、大会の場として活用されている。

平成五年度には、二籠小学校に一億九七五万一〇〇〇円を投じてへき地集会所(体育館)を建設したが、前述した黒藤川小、美川南小と同様、児童はもとより、地域住民のスポーツ、レクリエーションの場として有効に利用されることであろう。

一方、特別会計においては、昭和六二年度に田渡野瀬給水施設、平成三年度に尾貝共同給水施設を、それぞれ九三九万八〇〇〇円、二五六七万三〇〇〇円を投じて整備し飲用水の確保を図った。

また、スキー場の雪不足に対処するため、昭和六三年度にスノーマシン四台を六二二四万三〇〇〇円で導入するとともに、第五リフトを三五〇〇万円かけて新設した。平成四年度には、更にスノーマシン八台を二億五五〇〇万円を導入し、平成五年度には、九七三三万五〇〇〇円をかけ、老朽化した第一リフトをベアリフトに架け

歳出のなかで人件費の占る割合



替えた。

これでスキー場の主な施設整備は、とりあえず一段落したことになるが、近隣のスキー場とのサービス競争も激しく、スキーヤーのニーズに応じていくためには、順次投資していく必要がある。

特別会計決算額年度別一覧表

(単位 千円)

会 計	区分	59	60	61	62	63	元	2	3	4
国民健康保険 事業特別会計	歳入	312,854	296,961	289,914	342,226	325,689	329,996	331,327	325,465	387,680
	歳出	294,572	265,423	261,054	311,628	298,457	304,928	299,032	302,070	328,777
老人保健事業 特別会計	歳入	178,264	203,106	211,946	233,676	266,703	273,551	268,953	272,827	334,837
	歳出	175,482	202,730	211,690	229,707	261,212	273,169	265,829	272,342	332,305
簡易水道事業 特別会計	歳入	9,429	9,302	9,382	31,691	10,172	10,041	10,390	35,041	10,747
	歳出	7,278	8,761	8,648	30,312	8,711	8,304	8,486	34,000	9,214
観光事業 特別会計	歳入	156,913	248,289	114,561	29,843	145,379	58,857	47,369	29,521	329,499
	歳出	154,802	189,102	97,404	28,995	144,456	56,897	44,897	29,348	329,129
白銀荘事業 特別会計	歳入			30,919	33,102	36,978	43,974	43,649	45,455	35,966
	歳出			30,294	32,391	36,576	43,601	42,014	44,833	31,466
会 計	歳入	657,460	757,658	656,722	670,538	784,921	716,419	701,688	708,309	1,098,729
	歳出	632,734	666,016	609,090	633,033	749,412	686,899	660,258	682,593	1,030,891

第二節 村 有 林

昭和五九年以降、行政上必要なため、やむをえず伐採をしたところには植林をし、下刈、枝打ちを行い育林に努めている。

除間伐が必要な山林に対し、平成二年には、本谷村有林、平成四年には、御山、赤蔵ヶ池、平成五年には、イグイ村有林の間伐などの施業を実施した。

昭和五九年以降、村有林の異動の主なるものは、平成二年度に西日本スキー大会が実施されるため、スキー場整備が必要となり、官行造林（カマケタ）の一部解除を行い、つづいて平成三年度には御山、四年度には中津山の官行造林の一部解除を行った。

村有林台帳は次表のとおりである。

地 番	地 積	摘 要
日野浦 四三七九一二 四三七九一三	二二〇四四㎡ 五三六九五㎡	御山 〃

四四六八	五八一	御山
四四六九	四〇三九	〃
四三七九一	二〇一三〇〇	〃
四三七九一四	一六九一七	〃
四三七九一五	一九三八	〃
四三七九一六	七四一〇	〃
四三七九一七	四四九五	〃
四三七九一八	二三五七	〃
四三七九一九	二七五〇	〃
四三七八一	一二二四三	〃
四三七八一三	四〇四五	〃
四三八一	四三七九〇	〃
大川		
一八九七一	一八六三〇九	狼ヶ城
一八九七一二	一五八一四	〃
一九〇三	一一九九	〃
一九〇四	二〇九	〃
一九〇六	一五三二七一	〃
一九〇七	一八〇	〃
有枝		
二一五六	二九〇五八	本谷
上黒岩		
九四八	五三五	下り松
九五一	三一五三	〃





イガイ村有林

四一五八一五	五一五八二	中津明神
四一五八一六	二二六三	〃
四一六五一一	一五〇九三〇	マツキ
六五四七	九五	矢竹
六五四八	四六〇	〃
六五四九一	五六七	〃
六五四九二	六三六	〃
沢渡		赤蔵ヶ池
六七四	二一七八三	〃
六七三	二〇〇六二	〃
	m <sup>2</sup>	

### 第三節 住 宅

合併前の弘形村、仕七川村、中津村の旧村当時に、三三戸の村営住宅があり、美川村となつてからも、昭和四一年までに三四戸新築し、その後一〇数年の間建設を



マルミヤ村有林

中断していたが、昭和五四年に一八戸を建設してから、昭和五六年四戸、同五七年八戸、同五八年一二戸、平成二年、七六二二万円をかけ、耐火構造二階建て八戸を建設した。

平成六年には、中耐三階建ての特定公共賃貸住宅（一二戸）の建設が進められている。また、老朽化した住宅（東古味四戸）を昭和六二年に廃止し、現在の管理実戸数は一〇二戸となった（別表）。



公営住宅団地

第1編 行 財 政

公営住宅管理及び年度別建設戸数

団地名	所在地	年度設	種別	構造別	床(戸当たり) 面積	戸数	入居開始年月日	月(戸当たり) 額家賃
釣井団地	黒藤川七一〇	昭二七	二	木造平屋	二八・〇五 <sup>m</sup>	五	昭二八・四・一	一、五〇〇円
成河	日野浦七七五七	二八	一	〃	三四・六五	四	二九・四・一	二、〇〇〇
東川	東川二六四五	二八	二	〃	三三・〇〇	四	二九・四・一	二、〇〇〇
東古味	東川 四二六	二八	二	〃	三三・〇〇	二	二九・四・一	二、〇〇〇
〃	〃	二八	二	〃	三一・〇〇	二	二九・四・一	二、〇〇〇
〃	〃	二八	二	〃	三一・〇〇	二	二九・四・一	二、〇〇〇
二 窠	黒藤川六三三三	二九	二	〃	二七・〇〇	三	三〇・四・一	二、〇〇〇
〃	〃	二九	二	〃	二七・〇〇	一	三〇・四・一	二、〇〇〇
東川	東川二六四五	二九	二	〃	三三・〇〇	二	三〇・四・一	二、〇〇〇
西古味	七鳥二五九六	二九	二	〃	二七・〇〇	四	三〇・四・一	二、〇〇〇
〃	〃	二九	二	〃	二七・〇〇	一	三〇・四・一	二、〇〇〇
黒藤川	黒藤川八〇七	三〇	二	〃	二九・七〇	四	三一・五・一	二、〇〇〇
西古味	七鳥二五九六	三〇	二	〃	二九・七〇	五	三一・五・一	二、〇〇〇
〃	〃	三〇	二	〃	二九・七〇	五	三一・五・一	二、〇〇〇
〃	〃	三〇	二	〃	二九・七〇	四	三一・五・一	二、〇〇〇
久主の下	上黒岩二七八七外	四一	二	〃	三一・〇九	一	四二・五・一	四、〇〇〇
御三戸	上黒岩二八四一	四一	二	〃	三一・〇九	〇	四二・五・一	四、〇〇〇
清水	七鳥 二七六八	四一	二	〃	三一・〇九	五	四二・五・一	四、〇〇〇
久保上	黒藤川六二七二	四一	二	〃	三一・〇九	五	四二・五・一	四、〇〇〇
上本組	上黒岩一〇四八	四一	二	〃	三一・〇九	五	四二・五・一	四、〇〇〇
下成	上黒岩二八六八	四一	二	〃	三一・〇九	五	四二・五・一	四、〇〇〇
荒瀬	上黒岩 一五	四一	二	〃	三一・〇九	五	四二・五・一	四、〇〇〇
釣井下	黒藤川 七五一	四一	二	〃	三一・〇九	五	四二・五・一	四、〇〇〇
御三戸第二	上黒岩二八四〇	四一	二	〃	三一・〇九	五	四二・五・一	四、〇〇〇

計	仕七川 〃 〃	七鳥 〃 二五六三	平 二二	二一	耐火構造 〃 二階	六九・九六 六六・七二	一〇二 六二	平 三・四・一 三・四・一	二三、〇〇〇 〇〇〇
---	---------------	-----------------	---------	----	-----------------	----------------	-----------	---------------------	---------------